

【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

現行 (令和7年4月版)					改定後 (令和8年度版)					改定理由													
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下														
1	1	0	0	1	第1節	1	1	0	0	1	第1節	総則											
1	1	1	21	1	1.工事完成通知書の提出	1	1	1	21	1	1.工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第31条、または第38条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	誤記修正										
1	1	1	22	5	5.適用規定	1	1	1	22	5	5.適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-5監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する	誤記修正										
1	1	1	31	6	3		1	1	1	31	6	3	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)	適用すべき諸基準類との整合								
1	1	1	33	5	1	5.交通安全法令の遵守	1	1	1	33	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	33	14	1	14.通行許可等	1	1	1	33	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正政令第54号)第22条における制限を超える建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正政令第272号)第22条における制限を超える建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう							
1	1	1	35	1	6	(4)	1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法(令和2年3月改正法律第14号)	1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法(令和6年5月改正法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	10	(8)	1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法(令和4年3月改正法律第12号)	1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法(令和6年6月改正法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	12	(10)	1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法(令和5年5月改正法律第31号)	1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法(令和6年6月改正法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	14	(12)	1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正法律第12号)	1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	15	(13)	1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正法律第97号)	1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正法律第84号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	16	(14)	1	1	1	35	1	16	(14)	道路法(令和3年3月改正法律第9号)	1	1	1	35	1	16	(14)	道路法(令和5年5月改正法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	17	(15)	1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法(令和5年5月改正法律第19号)	1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法(令和5年6月改正法律第56号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	19	(17)	1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法(令和4年3月改正法律第4号)	1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法(令和5年6月改正法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	21	(19)	1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法(令和5年5月改正法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	22	(20)	1	1	1	35	1	22	(20)	河川法(令和3年5月改正法律第31号)	1	1	1	35	1	22	(20)	河川法(令和5年5月改正法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	23	(21)	1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法(令和5年5月改正法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	26	(24)	1	1	1	35	1	26	(24)	漁港漁場整備法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1	1	35	1	26	(24)	漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	28	(26)	1	1	1	35	1	28	(26)	航空法(令和4年6月改正法律第62号)	1	1	1	35	1	28	(26)	航空法(令和5年6月改正法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	31	(29)	1	1	1	35	1	31	(29)	森林法(令和2年6月改正法律第41号)	1	1	1	35	1	31	(29)	森林法(令和5年6月改正法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	41	(39)	1	1	1	35	1	41	(39)	砂利採取法(平成27年6月改正法律第50号)	1	1	1	35	1	41	(39)	砂利採取法(令和5年6月改正法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	44	(42)	1	1	1	35	1	44	(42)	測量法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	35	1	44	(42)	測量法(令和6年6月改正法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	45	(43)	1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法(令和5年6月改正法律第58号)	1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法(令和6年6月改正法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	46	(44)	1	1	1	35	1	46	(44)	都市公園法(平成29年5月改正法律第26号)	1	1	1	35	1	46	(44)	都市公園法(令和6年5月改正法律第40号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	50	(48)	1	1	1	35	1	50	(48)	海上交通安全法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1	1	35	1	50	(48)	海上交通安全法(令和5年5月改正法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	53	(51)	1	1	1	35	1	53	(51)	船員法(令和3年6月改正法律第75号)	1	1	1	35	1	53	(51)	船員法(令和6年5月改正法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	54	(52)	1	1	1	35	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正法律第59号)	1	1	1	35	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正法律第24号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	58	(56)	1	1	1	35	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	1	1	1	35	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	65	(63)	1	1	1	35	1	65	(63)	厚生年金保険法(令和5年3月改正法律第3号)	1	1	1	35	1	65	(63)	厚生年金保険法(令和6年6月改正法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	70	(68)	1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法(令和5年6月改正法律第44号)	1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法(令和6年5月改正法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	72	(70)	1	1	1	35	1	72	(70)	船員保険法(令和5年5月改正法律第31号)	1	1	1	35	1	72	(70)	船員保険法(令和6年6月改正法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	73	(71)	1	1	1	35	1	73	(71)	著作権法(令和3年6月改正法律第52号)	1	1	1	35	1	73	(71)	著作権法(令和6年6月改正法律第55号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	74	(72)	1	1	1	35	1	74	(72)	電波法(令和4年12月改正法律第93号)	1	1	1	35	1	74	(72)	電波法(令和5年12月改正法律第87号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	76	(74)	1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正法律第12号)	1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	80	(78)	1	1	1	35	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正法律第35号)	1	1	1	35	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	81	(79)	1	1	1	35	1	81	(79)	警備業法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	35	1	81	(79)	警備業法(令和5年6月改正法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	83	(81)	1	1	1	35	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正法律第58号)	1	1	1	35	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	40	3	1	3.著作権法に規定される著作物	1	1	1	40	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正法律第55号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	40	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正法律第55号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
1	3	3	2	1	2	(1)	1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理協議会の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理協議会の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
1	3	7	1	2	1	2.照査	1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。	誤記修正
2	2	3	4	1	2		2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更
2	2	3	4	0	3		2	2	3	4	0	3		表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0	3		表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質	諸基準類の改定にともなう
2	2	3	4	0	4		2	2	3	4	0	4		表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0	4		表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	図表の追加
2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-14の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	2	2		2	2	3	5	2	2		表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2	2		表2-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして用いる場合は、表2-2-15の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	3	2		2	2	3	5	3	2		表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして使用する場合の規定	2	2	3	5	3	2		表2-2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして使用する場合の規定	図表追加による番号の修正

【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

現行 (令和7年4月版)					改定後 (令和8年度版)					改定理由												
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下													
2	2	3	6	1	1	2	2	3	6	1	1	1. 瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1	1. 瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	条文追加による番号の修正
2	2	3	6	1	2	2	2	3	6	1	2		表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1	2		表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格	図表追加による番号の修正
2	2	3	6	1	3	2	2	3	6	1	3		表2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1	3		表2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	1	1	2	2	6	2	1	1	1. 適用規格	セメントは、表2-2-17の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	1	1	1. 適用規格	セメントは、表2-2-18の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	1	2	2	2	6	2	1	2		表2-2-17 セメントの種類	2	2	6	2	1	2		表2-2-18 セメントの種類	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	3	1	2	2	6	2	3	1	3. 普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	1	3. 普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-19の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	3	2	2	2	6	2	3	2		表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	2		表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	1	1	2	2	8	1	1	1	1. 適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-15の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1	1. 適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-16の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	1	2	2	8	1	2	1	2. ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	2	1	2. ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-20の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	2	2	2	8	1	2	2		なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2		なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	3	2	2	8	1	2	3		表2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2	3		表2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	3	1	2	2	8	1	3	1	3. セミプロローンアスファルト	セミプロローンアスファルトは、表2-2-20の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	1	3. セミプロローンアスファルト	セミプロローンアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	3	2	2	2	8	1	3	2		表2-2-20 セミプロローンアスファルト (AC-100) の規格	2	2	8	1	3	2		表2-2-21 セミプロローンアスファルト (AC-100) の規格	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	1	2	2	8	1	4	1	4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-22の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	1	4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-23の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	2	2	2	8	1	4	2		表2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	2		表2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	3	2	2	8	1	4	3		表2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	3		表2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	1	2	2	8	1	5	1	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	1	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-24の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	2	2	2	8	1	5	2		表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5	2		表2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	6	1	2	2	8	1	6	1	6. グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	1	6. グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	7	1	2	2	8	1	7	1	7. グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	7	1	7. グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-23に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	2	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	3	2	2	8	3	0	3		表2-2-24 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)	2	2	8	3	0	3		表2-2-25 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	4	2	2	8	3	0	4		表2-2-25 再生用添加剤の品質 (オイル系)	2	2	8	3	0	4		表2-2-26 再生用添加剤の品質 (オイル系)	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	5	2	2	8	3	0	5		表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3	0	5		表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	12	1	0	24	2	2	12	1	0	24		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0	24		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-28、表2-2-29に示す規格以上のものとする。	条文削除による番号の修正
2	2	12	1	0	26	2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-2-28、表2-2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	図形削除による番号の修正
2	2	12	1	0	27	2	2	12	1	0	27		表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	27		表2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能	図表追加による番号の修正
2	2	12	1	0	28	2	2	12	1	0	28		表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	28		表2-2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	図表追加による番号の修正
3	2	2	0	0	15	3	2	2	0	0	15		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	3	2	2	0	0	15		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
3	2	2	0	0	29	3	2	2	0	0	29		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	3	2	2	0	0	29		日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
3	2	2	0	0	46	3	2	2	0	0	46		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月)	3	2	2	0	0	46		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (令和5年12月)	適用すべき諸基準類との整合
3	2	3	25	1	1	3	2	3	25	1	1	1. 一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。	3	2	3	25	1	1	1. 一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、線についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
3	2	6	3	5	1	3	2	6	3	5	1	5. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	5	1	5. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-5. 鉄構スラグの規格 (路盤材用) の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	3	5	2	3	2	6	3	5	2		表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格	3	2	6	3	5	2		また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	条文の追加
3	2	6	3	5	3	3	2	6	3	5	3		表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3	5	3			削除
3	2	6	3	9	1	3	2	6	3	9	1	9. 適用規格 (再生アスファルト (2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧 (日本道路協会、平成22年11月) による。	3	2	6	3	9	1	9. 適用規格 (再生アスファルト (2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧 (日本道路協会、令和6年3月) による。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	3	14	2	3	2	6	3	14	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、表3-2-24の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	14	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	15	1	3	2	6	3	15	1	15. マーシャル安定度試験	表3-2-23、表3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	15	1	15. マーシャル安定度試験	表3-2-21、表3-2-22に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	15	2	3	2	6	3	15	2		表3-2-23 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	15	2		表3-2-21 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	15	3	3	2	6	3	15	3		表3-2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	15	3		表3-2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	3	4	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-23の規格による。	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	3	6	3	2	6	7	3	6		表3-2-25 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	6		表3-2-23 安定処理路盤の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	4	2	3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-24に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	4	3	3	2	6	7	4	3		表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	3		表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	8	4	1	3	2	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章9-4-1半たわみ性舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章9-4-1半たわみ性舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	9	2	1	3	2	6	9	2	1	2. 適用規定 (2)	受注者は、排水性舗装の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9	2	1	2. 適用規定 (2)	受注者は、排水性舗装の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	9	3	1	3	2	6	9	3	1	3. バインダ (アスファルト) の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ (アスファルト) はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	1	3. バインダ (アスファルト) の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ (アスファルト) はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	3	2	3	2	6	9	3	2		表3-2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	2		表3-2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	4	1	3	2	6	9	4	1	4. タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤 (PKR-T) を使用することとし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	1	4. タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤 (PKR-T) を使用することとし、	

【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

現行 (令和7年4月版)					改定後 (令和8年度版)					改定理由					
編	章	節	項	項以下	編	章	節	項	項以下						
3	2	6	9	5	3	3	2	6	9	5	3	表3-2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表3-2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	図形削除による番号の修正	
3	2	6	9	5	4	3	2	6	9	5	4	表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	表3-2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	6	3	3	2	6	11	6	3	(2) 接着剤の規格は表3-2-31、表3-2-32を満足するものでなければならない。	(2) 接着剤の規格は表3-2-29、表3-2-30を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	6	4	3	2	6	11	6	4	表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	表3-2-29 接着剤の規格鋼床版用	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	6	5	3	2	6	11	6	5	表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用	表3-2-30 接着剤の規格コンクリート床版用	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	2	3	2	6	11	8	2	(1) 骨材の標準粒度範囲は表3-2-33に適合するものとする。	(1) 骨材の標準粒度範囲は表3-2-31に適合するものとする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	3	3	2	6	11	8	3	表3-2-33 骨材の標準粒度範囲	表3-2-31 骨材の標準粒度範囲	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	4	3	2	6	11	8	4	(2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合するものとする。	(2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-32に適合するものとする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	8	5	3	2	6	11	8	5	表3-2-34 標準アスファルト量	表3-2-32 標準アスファルト量	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	9	2	3	2	6	11	9	2	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-33の基準値を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	9	3	3	2	6	11	9	3	表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表3-2-33 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	11	2	3	2	6	11	11	2	(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。	(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-34を満足するものとする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	11	3	3	2	6	11	11	3	表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表3-2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	13	5	3	2	6	11	13	5	(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。	(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-35の規格を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	11	13	6	3	2	6	11	13	6	表3-2-37 目地材の規格	表3-2-35 目地材の規格	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	3	4	3	2	6	12	3	4	(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。	(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	3	6	3	2	6	12	3	6	表3-2-38 安定処理路盤 (下層路盤) の品質規格	表3-2-36 安定処理路盤 (下層路盤) の品質規格	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	3	7	3	2	6	12	3	7	表3-2-39 安定処理路盤 (上層路盤) の品質規格	表3-2-37 安定処理路盤 (上層路盤) の品質規格	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	4	2	3	2	6	12	4	2	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	4	3	3	2	6	12	4	3	表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値	表3-2-38 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	6	1	3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	6.コンクリートの配合基準	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	6	2	3	2	6	12	6	2	表3-2-41 コンクリートの配合基準	表3-2-39 コンクリートの配合基準	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	7	1	3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	7.材料の質量計量誤差	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	7	2	3	2	6	12	7	2	表3-2-42 計量誤差の許容値	表3-2-40 計量誤差の許容値	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	9	3	3	2	6	12	9	3	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合	
3	2	6	12	13	3	3	2	6	12	13	3	(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。	(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合は、一軸圧縮試験を省略することができる。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	13	6	3	2	6	12	13	6	(4) 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	(4) 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-41によるものとする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	13	7	3	2	6	12	13	7	表3-2-43 示方配合表	表3-2-41 示方配合表	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	14	10	3	2	6	12	14	10	(9) 注入目地材 (加熱施工式) の品質は、表3-2-44を標準とする。	(9) 注入目地材 (加熱施工式) の品質は、表3-2-42を標準とする。	図形削除による番号の修正	
3	2	6	12	14	11	3	2	6	12	14	11	表3-2-44 注入目地材 (加熱施工式) の品質	表3-2-42 注入目地材 (加熱施工式) の品質	図形削除による番号の修正	
3	2	10	5	3	1	3	2	10	5	3	1	3.適用規定	3.適用規定	適用すべき諸基準類との整合	
3	2	10	23	1	1	3	2	10	23	1	1	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合	
3	2	12	2	3	1	3	2	12	2	3	1	3.溶接材料	3.溶接材料	図形削除による番号の修正	
3	2	12	2	3	2	3	2	12	2	3	2	表3-2-45 溶接材料区分	表3-2-43 溶接材料区分	図形削除による番号の修正	
3	2	12	2	4	1	3	2	12	2	4	1	4.被覆アーク溶接棒	4.被覆アーク溶接棒	図形削除による番号の修正	
3	2	12	2	4	2	3	2	12	2	4	2	表3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正	
3	2	12	2	5	1	3	2	12	2	5	1	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	図形削除による番号の修正	
3	2	12	2	5	2	3	2	12	2	5	2	表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間	表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正	
3	2	12	2	7	5	3	2	12	2	7	5	(4) 受注者は、多液型塗料の可使用時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。	(4) 受注者は、多液型塗料の可使用時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。	図形削除による番号の修正	
3	2	12	2	7	6	3	2	12	2	7	6	表3-2-48 多液型塗料の可使用時間	表3-2-46 多液型塗料の可使用時間	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	22	3	2	12	3	1	22	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	23	3	2	12	3	1	23	表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容	表3-2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	75	3	2	12	3	1	75	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を、表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を、表3-2-49の条件を満たす場合に限り、表3-2-48により予熱することを標準とする。	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	76	3	2	12	3	1	76	なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-50とする。	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	77	3	2	12	3	1	77	表3-2-50 予熱温度の標準	表3-2-48 予熱温度の標準	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	78	3	2	12	3	1	78	表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	79	3	2	12	3	1	79	表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	表3-2-50 PCM値と予熱温度の標準	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	95	①	3	2	12	3	1	95	① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-53に示す1グループごとに1継手の抜き検査を行わなければならない。	① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-51に示す1グループごとに1継手の抜き検査を行わなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	97	3	2	12	3	1	97	表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	表3-2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	98	②	3	2	12	3	1	98	② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレート溶接部については、表3-2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	100	3	2	12	3	1	100	表3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	127	3	2	12	3	1	127	補修方法は、表3-2-55に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、設計図書に於いて監督員の承諾を得なければならない。	補修方法は、表3-2-53に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、設計図書に於いて監督員の承諾を得なければならない。	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	129	3	2	12	3	1	129	表3-2-55 欠陥の補修方法	表3-2-53 欠陥の補修方法	図形削除による番号の修正	
3	2	12	3	1	131	3	2	12	3	1	131	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-56によるもの	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるもの	図形削除による番号の修正	

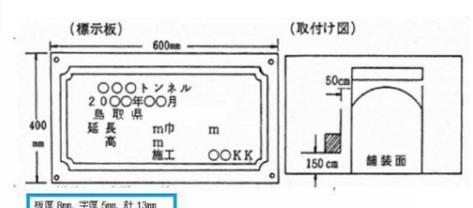
【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

現行 (令和7年4月版)					改定後 (令和8年度版)					改定理由			
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下				
3	2	12	3	1	132	3	2	12	3	1	132		
3	2	12	3	2	(1)	3	2	12	3	2	(1)		
3	2	12	3	2	3	3	2	12	3	2	3		
3	2	12	3	2	11	(2)	3	2	12	3	2	11	
3	2	12	3	2	13		3	2	12	3	2	13	
3	2	12	3	2	16	(3) ②	3	2	12	3	2	16	(3) ②
3	2	12	3	2	17		3	2	12	3	2	17	
3	2	12	8	2	1	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度	3	2	12	8	2	1	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度
3	2	12	8	2	2		3	2	12	8	2	2	
3	2	12	11	3	1	3.気温湿度の条件	3	2	12	11	3	1	3.気温湿度の条件
3	2	12	11	3	2		3	2	12	11	3	2	
6	1	2	0	1	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	6	1	2	0	1	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)
6	3	2	0	2	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	6	3	2	0	2	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)
6	3	2	0	2	5	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和5年10月)	6	3	2	0	2	5	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和6年5月)
6	3	2	0	5	7	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和5年3月)	6	3	2	0	5	7	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和6年3月)
6	4	2	0	0	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	6	4	2	0	0	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)
6	4	3	8	1	2	受注者は、橋歴板の材質については、JISH2202 (鋳物用銅合金地金) によらなければならない。	6	4	3	8	1	2	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
6	5	1	0	5	1	5.適用規定 (3)	6	5	1	0	5	1	5.適用規定 (3)
6	5	2	0	5	6	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	6	5	2	0	5	6	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)
6	6	2	0	0	5	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	6	6	2	0	0	5	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)
6	7	2	0	4	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	6	7	2	0	4	4	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和6年3月一部改正)
10	1	2	0	0	12	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成12年9月)	10	1	2				削除
10	1	7	1	2	1	2.適用規定	10	1	7	1	2	1	2.適用規定
10	2	2	0	0	7	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	10	2	2	0	0	7	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)
10	4	3	11	0	2	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) の規定による。	10	4	3	11	0	2	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
10	5	3	7	0	2	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) の規定による。	10	5	3	7	0	2	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。
10	6	2	0	0	21	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	10	6	2	0	0	21	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月)
10	6	8	6	2	1	2.標示板の材質	10	6	8	6	2	1	2.標示板の材質
10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	10	7	6	5	2	1	2.銘板の材質
10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質
10	14	2	0	0	5	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	10	14	2	0	0	5	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)
10	14	4	7	1	12	受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	12	受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。
10	14	4	7	2	9	①	10	14	4	7	2	9	①
10	14	4	7	2	12	受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得最終的な配合 (現場配合) を決定しなければならない。リベープ方式における新設アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2	12	受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得最終的な配合 (現場配合) を決定しなければならない。リベープ方式における新設アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。
10	16	2	0	0	7	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	10	16	2	0	0	7	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)

【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

編 章 節 条 項					現 行 条 文	編 章 節 条 項					新 条 文	改 定 理 由																											
現 行 (令 和 7 年 4 月 1 日 改 定 版)						改 定 後 (令 和 8 年 3 月 版)																																	
編	章	節	条	項	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下	編 章 節 条 項 項 目 下																									
2	2	3	1		<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト舗装用骨材</p> <p>表 2-2-4 再生砕石の粒度</p> <p>1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度</p>	2	2	3	1	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト舗装用骨材</p> <p>表 2-2-4 再生砕石の粒度</p> <p>1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度</p>	諸基準類との整合																												
2	2	3	3	1	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト舗装用骨材</p> <p>表 2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <p>1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度</p>	2	2	3	3	1	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト舗装用骨材</p> <p>表 2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <p>1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度</p>	諸基準類との整合																											
2	2	3	4		<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト用再生骨材</p> <p>表 2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p>	2	2	3	4	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト用再生骨材</p> <p>表 2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</p>	諸基準類との整合																												
2	2	3	4		<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト用再生骨材</p> <p>表 2-2-13 圧収係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p>	2	2	3	4	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>アスファルト用再生骨材</p> <p>表 2-2-13 圧収係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p>	諸基準類との整合																												
2	2	3	6	1	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>安定材</p> <p>表 2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p> <p>1. 瀝青材料の品質</p>	2	2	3	6	1	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>安定材</p> <p>表 2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格</p> <p>1. 瀝青材料の品質</p>	諸基準類との整合																											
2	2	8	3		<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>再生用添加剤</p> <p>表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (8 0 ° C)</td> <td>mm²/S 80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td>℃ 250以上</td> </tr> <tr> <td>薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比 (8 0 ° C)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率</td> <td>% ±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (1 5 ° C)</td> <td>g/cm³ 報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石 油 学 会 規 格 J P I - 5 5 - 7 0 - 1 0)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (8 0 ° C)	mm ² /S 80~1,000	引 火 点	℃ 250以上	薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比 (8 0 ° C)	2以下	薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	% ±3以内	密 度 (1 5 ° C)	g/cm ³ 報告	組 成 (石 油 学 会 規 格 J P I - 5 5 - 7 0 - 1 0)	報告	2	2	8	3	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>再生用添加剤</p> <p>表 2-2-27 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (8 0 ° C)</td> <td>mm²/S 80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td>℃ 250以上</td> </tr> <tr> <td>薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比 (8 0 ° C)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率</td> <td>% ±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (1 5 ° C)</td> <td>g/cm³ 報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石 油 学 会 規 格 J P I - 5 5 - 7 7 - 1 0)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (8 0 ° C)	mm ² /S 80~1,000	引 火 点	℃ 250以上	薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比 (8 0 ° C)	2以下	薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	% ±3以内	密 度 (1 5 ° C)	g/cm ³ 報告	組 成 (石 油 学 会 規 格 J P I - 5 5 - 7 7 - 1 0)	報告	諸基準類との整合
項 目	標準的性状																																						
動 粘 度 (8 0 ° C)	mm ² /S 80~1,000																																						
引 火 点	℃ 250以上																																						
薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比 (8 0 ° C)	2以下																																						
薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	% ±3以内																																						
密 度 (1 5 ° C)	g/cm ³ 報告																																						
組 成 (石 油 学 会 規 格 J P I - 5 5 - 7 0 - 1 0)	報告																																						
項 目	標準的性状																																						
動 粘 度 (8 0 ° C)	mm ² /S 80~1,000																																						
引 火 点	℃ 250以上																																						
薄 膜 加 熱 後 の 粘 度 比 (8 0 ° C)	2以下																																						
薄 膜 加 熱 質 量 変 化 率	% ±3以内																																						
密 度 (1 5 ° C)	g/cm ³ 報告																																						
組 成 (石 油 学 会 規 格 J P I - 5 5 - 7 7 - 1 0)	報告																																						
3	2	3	25	1	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>銘板工</p> <p>図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項</p> <p>1. 一般事項</p>	3	2	3	25	1	<p>編 章 節 条 (項 目 見 出 し)</p> <p>銘板工</p> <p>図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項</p> <p>1. 一般事項</p>	実態を踏まえた規定の変更																											

【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

現行 (令和7年4月1日改定版)					改定後 (令和8年3月版)					改定理由																																																																									
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																										
3	2	3	32	3	3	2	3	32	3	誤植																																																																									
編章節条 (項目見出し) 3.表示標の提出					編章節条 (項目見出し) 3.表示標の提出																																																																														
表3-2-10 要求性能の確認方法 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3-2-10 要求性能の確認方法</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求性能</th> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3547の閉鎖法で使用する試験液によるメッキ層厚後の母材鉄線の表面観察</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>洗滌時の破断抵抗及び洗滌に油随する戻り性を有する鉄線本体の一部として試験するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3547に準拠)</td> <td>—</td> <td>引張強さ 210N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)</td> <td>塩化ナトリウム濃度90g/l 試験時間 1,000時間</td> <td>メッキ残存量 20g/m²以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する高質の均質性を確保していること</td> <td>鉄線規格基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を及ぼす有害成分を含有しないこと</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記性能に加えて素材に要求される性能</td> <td>摩耗抵抗 (短期性能型) 作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>面的摩耗試験 または 線的摩耗試験</td> <td>摩耗係数 0.06以上</td> </tr> <tr> <td>摩耗抵抗 (長期性能型) 使用における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>面的摩耗試験 または 線的摩耗試験</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>摩耗係数 0.06以上 (短期摩耗係数)</td> </tr> </tbody> </table>					項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値		母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の閉鎖法で使用する試験液によるメッキ層厚後の母材鉄線の表面観察	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察	母材に傷が付いていないこと	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に油随する戻り性を有する鉄線本体の一部として試験するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 210N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化ナトリウム濃度90g/l 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 20g/m ² 以上	均質性	性能を担保する高質の均質性を確保していること	鉄線規格基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと	—	環境適合性	周辺環境に影響を及ぼす有害成分を含有しないこと	—	—	—	上記性能に加えて素材に要求される性能	摩耗抵抗 (短期性能型) 作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	摩耗係数 0.06以上	摩耗抵抗 (長期性能型) 使用における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	—	—	摩耗係数 0.06以上 (短期摩耗係数)	表3-2-10 要求性能の確認方法 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3-2-10 要求性能の確認方法</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求性能</th> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3547の閉鎖法で使用する試験液によるメッキ層厚後の母材鉄線の表面観察</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>洗滌時の破断抵抗及び洗滌に油随する戻り性を有する鉄線本体の一部として試験するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3547に準拠)</td> <td>—</td> <td>引張強さ 210N/mm²以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)</td> <td>塩化ナトリウム濃度90g/l 試験時間 1,000時間</td> <td>メッキ残存量 20g/m²以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する高質の均質性を確保していること</td> <td>鉄線規格基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を及ぼす有害成分を含有しないこと</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記性能に加えて素材に要求される性能</td> <td>摩耗抵抗 (短期性能型) 作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>面的摩耗試験 または 線的摩耗試験</td> <td>摩耗係数 0.06以上</td> </tr> <tr> <td>摩耗抵抗 (長期性能型) 使用における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>面的摩耗試験 または 線的摩耗試験</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>摩耗係数 0.06以上 (短期摩耗係数)</td> </tr> </tbody> </table>					項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の閉鎖法で使用する試験液によるメッキ層厚後の母材鉄線の表面観察	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察	母材に傷が付いていないこと	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に油随する戻り性を有する鉄線本体の一部として試験するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 210N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化ナトリウム濃度90g/l 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 20g/m ² 以上	均質性	性能を担保する高質の均質性を確保していること	鉄線規格基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと	—	環境適合性	周辺環境に影響を及ぼす有害成分を含有しないこと	—	—	—	上記性能に加えて素材に要求される性能	摩耗抵抗 (短期性能型) 作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	摩耗係数 0.06以上	摩耗抵抗 (長期性能型) 使用における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	—	—
項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値																																																																															
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の閉鎖法で使用する試験液によるメッキ層厚後の母材鉄線の表面観察	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察	母材に傷が付いていないこと																																																																															
	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に油随する戻り性を有する鉄線本体の一部として試験するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 210N/mm ² 以上																																																																															
耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化ナトリウム濃度90g/l 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 20g/m ² 以上																																																																															
	均質性	性能を担保する高質の均質性を確保していること	鉄線規格基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと	—																																																																															
環境適合性	周辺環境に影響を及ぼす有害成分を含有しないこと	—	—	—																																																																															
	上記性能に加えて素材に要求される性能	摩耗抵抗 (短期性能型) 作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	摩耗係数 0.06以上																																																																															
摩耗抵抗 (長期性能型) 使用における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	—	—	摩耗係数 0.06以上 (短期摩耗係数)																																																																															
項目	要求性能	試験方法	試験条件	基準値																																																																															
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の閉鎖法で使用する試験液によるメッキ層厚後の母材鉄線の表面観察	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察	母材に傷が付いていないこと																																																																															
	洗滌時の破断抵抗及び洗滌に油随する戻り性を有する鉄線本体の一部として試験するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 210N/mm ² 以上																																																																															
耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化ナトリウム濃度90g/l 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 20g/m ² 以上																																																																															
	均質性	性能を担保する高質の均質性を確保していること	鉄線規格基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと	—																																																																															
環境適合性	周辺環境に影響を及ぼす有害成分を含有しないこと	—	—	—																																																																															
	上記性能に加えて素材に要求される性能	摩耗抵抗 (短期性能型) 作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	摩耗係数 0.06以上																																																																															
摩耗抵抗 (長期性能型) 使用における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩耗試験 または 線的摩耗試験	—	—	摩耗係数 0.06以上 (短期摩耗係数)																																																																															
3	2	6	3	5						削除																																																																									
表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格</caption> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>呼び名</th> <th>表乾密度 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラッシュラン製鋼スラグ</td> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>単粒度製鋼スラグ</td> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table>					材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)		水浸膨張比 (%)	クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	—	—	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																																																												
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)																																																																														
クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	—	—	50以下	2.0以下																																																																														
単粒度製鋼スラグ	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																																																																														
3	2	6	3	5						諸基準類との整合(削除)																																																																									
表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</caption> <thead> <tr> <th>旧アスファルトの含有量</th> <th>針入度</th> <th>圧縮係数</th> <th>骨材の微粒分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>%</td> <td>1/10mm</td> <td>MPa/mm</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> <td>1.70以下</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table>					旧アスファルトの含有量	針入度	圧縮係数	骨材の微粒分量	%		1/10mm	MPa/mm	%	3.8以上	20以上	1.70以下	5以下																																																																		
旧アスファルトの含有量	針入度	圧縮係数	骨材の微粒分量																																																																																
%	1/10mm	MPa/mm	%																																																																																
3.8以上	20以上	1.70以下	5以下																																																																																
10	6	8	6	3	10	6	8	6	3	実態を踏まえた規定の変更																																																																									
図10-6-2 標示板の設置イメージ図 					図10-6-2 標示板の設置イメージ図 